

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年2月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成31年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 栗井逆瀬地区	観音寺市経済部農林 水産課
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 蓮法寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東地区	〃
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業) 岩鍋池地区	〃